

令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月～12 月）
 まだい日本海西部・東シナ海系群
 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 10 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和 17 年（2035 年）に、少なくとも 50%の確率で、暫定目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、1 歳から 6 歳魚の MSY を達成する水準に調整係数（ $\beta=1.0$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② ①の漁獲シナリオは、種苗放流由来の加入を想定している。
- ③ 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日）（ステップ 1）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだい日本海西部・東シナ海系群	6,730 トン

※ 資源管理基本方針に基づき、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：39.3 千トン（MSY を達成するために必要な親魚量）
- (2) 暫定目標管理基準値：13.1 千トン（1 歳から 6 歳魚の MSY を達成するために必要な親魚量）
- (3) 限界管理基準値：9.0 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (4) 禁漁水準値：1.4 千トン（MSY の 10 パーセントが得られる親魚量）

(参考2) T A C 及び漁獲実績の推移

単位：千トン

	R7 (2025) 管理年度	R6 (2024) 年	R5 (2023) 年	R4 (2022) 年	R3 (2021) 年
T A C	5.9	—	—	—	—
漁獲実績	—	4.8	5.0	5.0	5.2

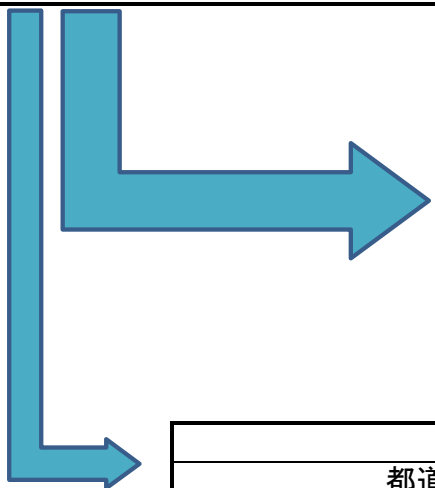
(出典：令和7年度マダイ日本海西部・東シナ海系群の資源評価報告(水産研究・教育機構))

2 配分(案)

ステップ1のため、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、T A Cの内数として設定する(ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量は提示する)。

令和8管理年度まだい日本海西部・東シナ海系群TACの設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まだい日本海西部・東シナ海系群	6,730



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	6,730トンの内数
沖合底びき網漁業及び 以西底びき網漁業	6,730トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県	6,730トンの内数